

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

生駒市消防長 福田 一仁

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「財政経営課主幹（所管主幹に限る。以下この項において同じ。）」及び「財政経営課主幹」を「財政課主幹」に、「財政経営課課長補佐」を「財政課課長補佐」に、「財政経営課長」を「財政課長」に改め、同条第4項中「財政経営課長」を「財政課長」に改める。

第9条第20号ア中「（賃金を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。